

議案第55号

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成22年6月25日提出

加西市長 中川 暢 三

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職に属する常勤の職員、教育長及び一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成14年加西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2 この条例は、平成23年6月30日限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(審議資料)

財政再建のため、平成21年12月期以降の特別職、教育長及び一般職の期末手当等についてカットを実施してきたところ、その減額実施期間が平成22年6月30日までとなっているが、財政状況は引き続き予断を許さない状況であるため、期末手当等の削減期間をさらに平成23年6月30日まで延長するもの。